

《国民健康保険料（本算定）納入通知をお届けします》

7月以降にお納めいただく国民健康保険料納入通知書をお届けします。平成21年度保険料率をもとに、各国保加入世帯の1年間の保険料を計算し、仮算定（4月、5月、6月）保険料分を差し引き、7月から翌年3月までお納めいただくものです。

納付方法は、便利な口座振替や金融機関窓口でのお支払いに加えて、国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則年金からの特別徴収により納めていただきます。

平成21年度国民健康保険料賦課限度額は、医療分44万円、後期高齢者支援金分12万円、介護分10万円の3区分となります。保険料率等の詳しい内容は、本算定納入通知書に同封のしおりをご覧ください。

お問い合わせ

保険年金課

国民健康保険高齢受給者証は7月下旬にお届けします

70歳以上75歳未満の方の国民健康保険高齢受給者証を8月1日付けで更新します。新年度の高齢受給者証は7月下旬に郵便でお届けいたしますので、手続きは必要ありません。

「限度額適用認定証」、「限度額認定・標準負担額減額認定証」の更新

国保加入者のうち70歳未満の方で、入院の時にご利用いただく「国民健康保険限度額適用認定証」、「限度額認定・標準負担額減額認定証」（紫色）の有効期限は7月31日となっています。引き続き新年度の認定証等の交付が必要な方は8月1日以降、随時受付いたします。

受付に必要なもの

1. 国民健康保険被保険者証
2. 認め印
3. 入院時食事代の領収書（既に90日以上入院されており、非課税の世帯の方）

お問い合わせ：保険年金課（内線：1740・1760）

65歳以上の第1号被保険者の方の介護保険料決定（納入）通知書（本算定）を送付します

7月上旬にお送りします通知書は、平成21年7月1日に決定される平成21年度の「介護保険料額の決定」についてご案内し、あわせて介護保険料の徴収方法についてお知らせするものです。

平成21年度の介護保険料の決定方法について

- ・介護保険料は、平成21年度の住民税の課税状況や合計所得金額に応じて9段階で金額を決定します。
- ・世帯は、平成21年4月1日の状況で判断します。年度途中で第1号被保険者の資格を取得された方は、取得された日の世帯の状況となります。
- ・年度途中で第1号被保険者の資格を取得された方は、資格取得月から、喪失された方は喪失月の前月までの月割りにより保険料を計算します。

特別徴収の方

【年金受給額が年額18万円以上の方】

- ・年金の定期支払（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
- ・老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。

●年金額18万円以上の方でも、次のような場合は普通徴収で納めていただきます。

- ・年度途中で他の市区町村から転入してきたとき
- ・年度途中で保険料額や年金額変更となったとき
- ・年金担保等の理由で年金が停止または全額支給でなくなったとき

保険料の徴収方法について

- ・介護保険料は原則として、年金から納めていただきます。（特別徴収（天引き））
（65歳になられた月分からすぐには特別徴収が開始されませんので、それまでは納付書で金融機関などを通じて納めていただきます。特別徴収が開始される月については、決定しだいあらためてご案内します。）
- ・また、年金の受給額などによって納付書で金融機関などを通じて納めていただく場合があります。（普通徴収）

普通徴収の方

【年金受給額が年額18万円未満の方】

- ・送付される納付書にもとづいて、介護保険料を羽曳野市に個別に納めていただきます。

お問合せ 高年介護課

定額給付金の申請はお済みですか？

定額給付金の申請期間は平成21年10月1日までとなります。申請期間を過ぎますと受給できなくなりますので、お早めに申請手続きをしてください。

振込日について

申請されてから振込までは概ね1カ月程度（ゆうちょ銀行の場合は1カ月半程度）のお時間がかかります。申請をお済ませいただいた方は、通帳記入で振込をご確認ください。（振込日の通知書等は送付していません。）

羽曳野市に転入（または住所設定）をされた方へ

定額給付金の基準日（平成21年2月1日）現在において、日本国内で生活しており、いずれの市町村の住民基本台帳

にも記録されていなかった方で、羽曳野市に転入（または住所設定）された方は、羽曳野市からの支給となります。申請書の届いていない方で、上記に該当すると思われる方は下記までお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。

お問い合わせ

定額給付金等事業推進チーム
内線 3530・3531・3532